

1 子ども・子育て

管理番号	提案団体	提案事項	全国市長会意見
11	富山市 重点1	体調不良児対応型の病児保育事業における要件の緩和	—
182	鳥取県、中国地方知事会 重点1	病児保育事業における職員配置要件に係る「実質的な義務付け」の緩和	—
15	須坂市、中野市、飯山市、茅野市 重点2	保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更	—
28	藤枝市 重点3	幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し	—
50	岡山県 重点4	指定都市又は中核市が設置する保育所等の指導監査権限移譲	—
209	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市 重点5	新制度未移行幼稚園の利用者が月途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の施設等利用費の日割り計算に係る事務負担軽減	—
256	熊本市 重点5	幼児教育・保育の無償化に係る月割りの取扱いを可能とすること	—
32	大阪府 重点6	幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件等の見直し	—
169	島根県、中国地方知事会 重点6	保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野の拡充等	—
174	岐阜県 重点7	保育士の就業状況等の届出の努力義務化	—
258	熊本市 重点8	障害児通所給付決定における「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定等の一部簡素化	—
24	新潟市 重点10	小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し (受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)	—
203	指定都市市長会 重点10	小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し (受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)	—

2 医療・福祉

管理番号	提案団体	提案事項	全国市長会意見
180	鳥取県 重点11	小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し	—
186	鳥取県 重点12	訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し	—
67	八王子市 重点13	ICT等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和	—
34	中核市市長会 重点14	国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大	—
62	豊田市 重点14	国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大	—
69	八王子市 重点14	オンライン資格確認システム情報を利用した国民健康保険の資格情報適正化及び事務改善	—
113	砥部町、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町 重点15	国民健康保険における高額療養費申請手続きの簡素化に係る年齢制限の撤廃	一次回答で示された、70歳未満に対する高額療養費の支給申請の簡素化のデメリットに対しては、国民健康保険に加入する70歳から74歳までの被保険者において同様のデメリットがありながらも、保険者判断の下、実現されていることや、時点を設定し調査する等、柔軟な対応をすることにより、接触機会の喪失や過誤給付への弊害は解消できるとする意見が寄せられており、提案の実現を求める。
231	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県 重点16	市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化	—
225	埼玉県、埼玉県町村会 重点17	「障害者総合支援法」に基づく居住地特例対象施設の拡大	—
123	特別区長会、大村市 重点18	有料道路における障害者割引制度の是正	関係省からの見解(一次回答)において、事業者が障害の程度等の個人情報を有していないこと等を理由に対応困難としているが、障害者手帳の写しを添付させるなどすれば対応可能なはずであるとする意見が寄せられており、積極的な提案の実現を求める。

2 医療・福祉(続き)

管理番号	提案団体	提案事項	全国市長会意見
173	岐阜県 重点18	NHK放送受信料免除申請に係る市町村の証明事務の廃止	NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務の廃止及び直接申請方式の制度化については、多くの都市自治体から実現を望む声が寄せられるとともに、免除要件の明確化や見直しに関する意見も寄せられている。また、関係府省からの見解(一次回答)において、障害者団体の意見も聞きながら慎重に判断とあるが、その点については、早急に協議する場をつくるべきとの意見が寄せられており、積極的な提案の実現を求める。
47	愛知県、横浜市、高知県 重点19	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止	—
152	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県 重点19	指定難病患者が特定医療を受けることができる指定医療機関等の指定の廃止	—
242	香川県、徳島県、高知県 重点19	指定難病の医療受給者証の負担上限月額決定方法の見直し	—

3 まちづくり、土地・施設の有効活用

管理番号	提案団体	提案事項	全国市長会意見
76	福岡県、九州地方知事会 重点20	農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し	—
139	生駒市 重点21	農地利用最適化推進委員に係る定数の参酌基準化	—
25	宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県 重点22	自作農創設特別措置法に基づく農地買取に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事案における事務処理の簡素化	—
87	千葉県 重点22	都道府県が管理する国有農地の農耕貸付及び売払い時の農家要件の緩和	—
89	三重県、宮城県、広島県 重点22	国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮	—
91	三重県、宮城県 重点22	「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて」の制度運用の見直し及び時効取得の認定に係る基準の明確化	—
189	神奈川県、埼玉県 重点23	宅地建物取引業法および積立式宅地建物販売業法における都道府県経由事務の廃止	—
190	神奈川県 重点24	不動産の鑑定評価に関する法律における都道府県経由事務等の廃止	—
191	神奈川県 重点25	建築士法における都道府県経由事務の廃止及び一級建築士免許等事務の申請窓口等の一本化	—
23	石川県 重点26	社会資本整備総合交付金制度に係る押印文書の電子化による提出	—
168	島根県、中国地方知事会 重点26	社会資本整備総合交付金制度に係る諸手続等の見直し	—
192	神奈川県 重点26	社会資本整備総合交付金制度の完全電子化	—
226	太宰府市 重点27	史跡等購入費国庫補助で取得した土地の活用範囲の明確化	—

4 民間事業者等の積極的な活用

管理番号	提案団体	提案事項	全国市長会意見
132	長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県 重点28	家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること	—
121	泰阜村、長野県、大田市、長和町、山ノ内町、飯綱町、原村、天龍村、豊丘村、筑北村 重点30	郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和	—
35	中核市市長会 重点31	普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること	—

5 行政手続の効率化

管理番号	提案団体	提案事項	全国市長会意見
211	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県 重点32	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届の一部省略化	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届出については、経由事務による事務負担が生じているとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。
247	神戸市 重点33	不動産移転登記等に係る登録免許税の算定の際、電子での評価額情報を利用	—
215	愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県 重点34	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し	提案の実現を求めるものであるが、当該制度について、福祉医療機構による統一的な運用がなされている実態を踏まえ、扶養共済制度について総合的に改善を図るとともに、事務を運営する自治体、福祉機構及び加入者・受給者が負担なく制度を利用できるような協議体制を作るべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
222	埼玉県 重点35	「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	—

6 その他関係規定の見直し

管理番号	提案団体	提案事項	全国市長会意見
210	福島県 重点37	関係法律等に基づく計画策定の義務付け(実質的な義務付けとなっている努力義務を含む)を見直すこと	—
229	兵庫県 重点38	新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条に基づく施設使用制限(休業要請)を個別施設ではなく、まずは業種別に要請できるようにすること	—
230	兵庫県 重点38	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」の実効性の担保	—
241	寝屋川市 重点39	地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用	提案の実現を求めるものであるが、時間外勤務の縮減や効率的な働き方が期待される一方で、市民サービスへの影響を懸念する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
244	神戸市 重点40	日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ	提案の実現を求めるものであるが、地方自治体における取扱いが統一されるとの意見がある一方で、自治体及び自治会等の事務負担の増加や、口座手数料の問題を指摘する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

7 重点事項以外

管理番号	提案団体	提案事項	全国市長会意見
16	袖ヶ浦市	住民基本台帳法に基づく「特例転入」の適用	提案の実現を求めるものであるが、住民サービスの向上及び正確性を担保するため、特例転入と同様に住民記録情報を市区町村間で共有し、システムを利用できるようにしてほしいという意見や後処理が簡便になるため法令緩和をぜひ検討してほしいという意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
19	姫路市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合	市町村の認可を受けた地縁による団体が、株式を保有できることの明確化	提案内容が、現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。
29	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	障がい福祉サービス(特に「自立訓練(生活訓練)」)における利用期間の弾力的運用	提案の実現を求めるものであるが、審査会での件数増加や、事業所ごとに弾力的運用の可否を設定するのか、利用者ごとに市町村が弾力的運用の適否を判断するのか等、手続き面を懸念する意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
48	愛知県、埼玉県	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きによる調査義務の一時免除を受けた土地に係る土地の形質の変更の届出に関する事務手続きの見直し	提案の実現を求めるものであるが、関係府省からの見解(一次回答)に関し、事業者に対しても周知徹底を求めるとする意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
59	明石市	大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化	提案の実現を求めるものであるが、押印、本人署名ともに省略することにより、法的義務を負うものによる届出である確認が不十分となることについて懸念を示す意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
81	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	提案の実現を求めるものであるが、実績報告提出時の作業時間についても確保してほしいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
119	特別区長会	住民基本台帳法上の届出を電子申請可能とすること	提案の実現を求めるものであるが、ワンストップ窓口による処理等現場の実務面を考慮すべきといった意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
122	福井市	放課後等デイサービスにおける適正な報酬単位の設定	提案の実現を求めるものであるが、例えば何分又は何時間以上の支援が必要であることを報酬算定の条件とすることなどや、最低時間を定めることが必要ではないかとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
143	旭川市	地籍調査実施主体への相続財産管理人選任請求権の付与	近年の豪雨災害等により、相続人不在の土地が復旧工事等の対象地となり、支障が生じることも想定されるとの意見が寄せられているため、提案の実現を求める。
181	鳥取県	障害福祉サービスにおける食事提供体制加算の対象の見直し	提案の実現を求めるものであるが、利用者のニーズや栄養面等を考慮しない安易な食事提供が行われる可能性について危惧する意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
240	兵庫県	災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築	提案の実現を求めるものであるが、公平性の担保等について懸念する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
249	神戸市	国民年金関係の申請・届出のインターネット手続き化	提案の実現を求めるものであるが、行政手続きのデジタル化が推進され、利用者(市民)の利便性向上や行政の効率化が図られるとの意見がある一方で、書類の誤記載等による書類の返戻の増加等、市民・窓口の負担増を懸念する意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
250	三田市	要保護児童生徒援助費補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化	提案内容が、現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

「重点募集テーマ」に係る提案に対する各都市の意見

【補助金関係】10団体から意見あり(意見数13)

管理番号	提案事項	各都市意見
81	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	○実績報告提出時の作業時間確保についても、あわせてご配慮いただきたい。
105	補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化	○文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における長寿命化改良事業や大規模改造事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。 そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を提出する必要がある。
118	国民年金等事務費交付金の算定事務簡略化	○「可搬型照会用窓口装置」は起動に時間がかかるため年金事務所へ電話照会しているため処理件数イコール相談件数にはなりません。 ○算定項目が多いうえに細かく、手処理での作業により件数の計上を行っており、現場にいる自治体の事務は大変煩雑になっている。 社会がデジタル化へ向かっている中、より効率的かつ正確で自治体の事務負担の少ない算定方法を今後もご検討いただきたい。
183	就学前児童に対する補助金の一元化等	○老朽園舎の建替えや大規模修繕において、事務が煩雑
205	補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化	○文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における長寿命化改良事業や大規模改造事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。 そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を提出する必要がある。
212	生活保護費等国庫負担金等に係る事務負担の軽減	○生活保護費等国庫負担金にかかる事業実績報告書の事務簡素化と自治体の作業時間確保に向けて検討を進めてもらいたい。 ○様式の簡略化が困難であることは理解出来るが、出納閉鎖から実績報告までの期間が短いため、十分な作業時間の確保をできるよう提出期限をもう少し長くっていただきたい。 提出後のチェックに時間がかかるのであれば、チェック方法の見直し等により作業時間の確保をしていただけるようお願いしたい。 ○報告書様式の修正や差替を最小限にしてほしい
226	史跡等購入費国庫補助で取得した土地の活用範囲の明確化	○強く実現を望むものである。 当市においても、国史跡の適正な維持管理に伴う樹木の伐採に加え、昨今の巨大な台風による樹木の被害で伐採業務委託が増えており、その処理に伴う費用の工面は市の予算内で行っているが、大きな課題となっている。間伐材・廃棄材を加工・販売等することができれば、財源の一部となり、史跡維持のための予算確保につながると考える。
238	多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化	○活動組織向けの事務様式について、活動組織の事務担当者から頻りに様式を変更しないでほしいという意見を多くいただいている。様式が変更されると、事務を担当している高齢の農業者にとっては使い方を覚えるだけで非常に大きな労力を要し、活動の継続にも支障となっている。
250	要保護児童生徒援助費補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化	○「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」であると判断するにあたり、生活保護法第29条に基づく関係機関への調査と同等の調査を教育委員会において実施するための権限がなく、教育委員会内で判断することは困難であると考え。
257	幼保連携型認定こども園が行う施設整備事業に対する交付金の一本化等	○老朽園舎の建替えや大規模修繕において、事務が煩雑

【デジタル化関係】10団体から意見あり(意見数14)

管理番号	提案事項	各都市意見
16	住民基本台帳法に基づく「特例転入」の適用	<p>○住民基本台帳法第24条の2の特例について、個人番号カードの交付を受けている者に限定している点については、認識しているが、個人番号カードの普及率が上がらない中、住民サービスの向上及び正確性を担保する上で、特例転入と同様に住民記録情報を市区町村間で共有し、システムを利用できるような法改正を望む。</p> <p>○ご指摘の部分は届出の受理での本人確認について特例転入と紙での転入に対して論じているが、厳格な本人確認を行うのはどちらでも同じであると考え。法令緩和により後処理が簡便になるため是非検討していただきたい。</p>
17	個人番号カードを用いた転入届等の簡素化等	<p>○届出人の実在性及び本人性を対面による確認のみで行うほかに、電子的個人認証による届出人の実在性及び本人性を技術的及び法的に構築・整備することにより、国が構想するスマート自治体への転換が可能になると考えます。</p>
34	国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大	<p>○厚生労働省の見解で、マイナンバーカード等によるオンライン資格確認の運用で、資格の重複チェックを行い、資格重複状況一覧を出すことができる機能を予定しており、これにより、資格管理をより適切に実施することが可能となるとあるが、是非とも、その一覧で職権による資格喪失ができるよう要望します。</p>
62	国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大	<p>○厚生労働省の見解で、マイナンバーカード等によるオンライン資格確認の運用で、資格の重複チェックを行い、資格重複状況一覧を出すことができる機能を予定しており、これにより、資格管理をより適切に実施することが可能となるとあるが、是非とも、その一覧で職権による資格喪失ができるよう要望します。</p>
69	オンライン資格確認システム情報を利用した国民健康保険の資格情報適正化及び事務改善	<p>○厚生労働省の見解で、マイナンバーカード等によるオンライン資格確認の運用で、資格の重複チェックを行い、資格重複状況一覧を出すことができる機能を予定しており、これにより、資格管理をより適切に実施することが可能となるとあるが、是非とも、その一覧で職権による資格喪失ができるよう要望します。</p>
119	住民基本台帳法上の届出を電子申請可能とすること	<p>○届出人の実在性及び本人性を対面による確認のみで行うほかに、電子的個人認証による届出人の実在性及び本人性を技術的及び法的に構築・整備することにより、国が構想するスマート自治体への転換が可能になると考えます。</p> <p>○支障事例として、転入転居が来庁を基本とする運用から、本市では、3～4月の住民異動繁忙期は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言下においても窓口は混雑し、来庁者にも職員にも望ましくない状況であった。特に、臨時定額給付金交付について住民票の存在が条件とされてからは、手続きの必要に迫られる方の来庁が増え、来庁しなくては手続きができない現在の運用については、多くの市民から苦情と意見が寄せられた。内閣官房と総務省のご回答にある、住民票は市町村業務の基礎となるものであることから、転入届、転居届については厳格な審査を経るべきという方針は、当然のご見解であると考え。しかし、ウイズコロナの時代を迎えた現在、真のデジタルファーストの実現を前提として、定型的な異動については電子申請が可能となる将来を見据え、まずは法整備を推進していただきたい。</p> <p>○個人番号カードの公的個人認証は制度面・システム面の両方で高度なセキュリティが担保されており、対面による本人確認に相当する信頼性を有するものと考えられる。デジタル手続法の目指すオンライン化の社会を実現するためにも、個人番号カードを利用した転入・転出・転居届手続きを可能とする法整備を要望する。</p> <p>○オンライン化は否定しない。しかし窓口で届出者と会話することで発見する誤りや手続きの不備などがあることも否定できない。入力フォームなど現場の声を聴き、実務面を考慮した進め方を希望する。また、転入・転出に関し住民基本台帳以外の事務手続きを各課で行っている。いわゆるワンストップ窓口として処理している自治体もある。オンライン化することで、この部分の運用がどのように処理されるのか留意が必要と考える。</p>
236	マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限の延長(5年→10年)	<p>○事務の簡素化につながるので進めていただきたい。</p>
249	国民年金関係の申請・届出のインターネット手続き化	<p>○市町村の窓口の混雑緩和につながるものと思われるが、一方で、添付書類や記入間違いが多いため、返戻が多くなると想定される。</p> <p>○事務の効率化や人との接触機会の削減等が期待できる大変有意義な提案である。一次回答中、市区町村に対する手続きか日本年金機構にかかるものかが不明とあるが、ネット上の入力フォームを誤入力等が起きないようにしっかり設計しておけば、すべて機構宛でよいのではないかと。今後はデジタルリテラシーの高い世代が被保険者となっていく。現状のみを考えると劇的な利用者増加は見込めず、開発コストに対する効果が見えにくいかもしれないが、長期展望に立った環境整備としてぜひ実現してほしい。</p> <p>○当該業務については、記入漏れ案内漏れを防ぐために、原則窓口での受付を行っている。インターネット受付の実施に際しても、十分なサポート体制を整備しなければ、混乱が生じ、市民・窓口の負担となる可能性もある。</p>

【補助金関係・デジタル化関係】3団体から意見あり(意見数5)

管理番号	提案事項	各都市意見
23	社会資本整備総合交付金制度に係る押印文書の電子化による提出	<p>○新型コロナウイルスの影響により押印文書の送付は後日でも可となっていることから、押印文書の郵送は必要ないと思われるため、電子にて対応を図ることが可能であると思われる。</p> <p>○電子化を進めるための重要なシステムであるため、できるだけ早急に押印文書の提出の廃止手続きを進めていただきたい。</p> <p>○交付金の申請等の手続きが平成30年度より電子化されたことにより、県と市町とのやりとりが簡素化され、業務が効率化した。アクセスコードの記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められている。提出期日に余裕がない場合、直接県庁に出向き提出した。</p>
168	社会資本整備総合交付金制度に係る諸手続き等の見直し	<p>○新型コロナウイルスの影響により押印文書の送付は後日でも可となっていることから、押印文書の郵送は必要ないと思われるため、電子にて対応を図ることが可能であるとする。</p> <p>また、提案都市の支障事例にあるように入力作業が煩雑であるため改善をお願いしたい。</p>
192	社会資本整備総合交付金制度の完全電子化	<p>○社会資本整備総合交付金の申請書等手続きについては、平成30年度にシステムが導入され一部の手続きが電子化されたものの、鑑文書については、従前どおり公印を押印し、紙ベースで提出されることを求められている。</p> <p>鑑文書にはアクセスコードが記載されており、アクセスコードを入力して次の処理に進むため、システム上の申請が完了しても書類が到着しないと事務処理が滞ることになる。このため、提出期日の余裕がない場合、直接県庁に出向き提出した。</p>

経済財政運営と改革の基本方針2020 について（令和2年7月17日閣議決定）

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）

（1）次世代型行政サービスの強力な推進ーデジタル・ガバメントの断行

- ① デジタル・ガバメント実行計画の見直し及び背策の実現の加速化
- ② マイナンバー制度の抜本的改善
- ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う。

地方自治体の基幹系業務システムの統一・標準化について関係府省庁は内閣官房の下この1年間で集中的に取り組を進める。年内に標準を設ける対象事務の特定と工程化を行う。

国と地方の協議の場（令和2年度第1回、令和2年5月19日）における立谷会長発言

AI時代に対応して、様々な議論がされているが、行政情報システムについては、多くの市町村で同一のことは行っており、このAI時代に備えて、国において開発していただき、そのソフトやシステムを市町村に無償で配っていただきたい。それぞれ特殊な部分はあると思うが、基本的なシステム部分は国で構築していただきたい。

令和2年地方分権改革に関する提案について(町村からの提案関係)

ー 重点事項のうち、新たな共同提案などを中心に掲載ー

令和2年8月27日(木)
全 国 町 村 会

全体

【提案団体数】

	令和元年		令和2年	
都道府県	47	13.1%	46	15.9%
市区町村	282	78.3%	232	80.3%
うち、市区	186	51.7%	169	58.5%
うち、町村	96	26.7%	63	21.8%
全国的連合組織等	31	8.6%	11	3.8%
合 計	360	-	289	-

※九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・市区にもそれぞれ計上。

【提案件数】

	令和元年		令和2年	
都道府県	133	44.2%	142	54.8%
市区町村	222	73.8%	162	62.5%
うち、市区	168	55.8%	134	51.7%
うち、町村	54	17.9%	28	10.8%
全国的連合組織等	94	31.2%	70	27.0%
合 計	301	-	259	-

※共同提案は各団体区分にそれぞれ計上しているため、合計は一致しない。

	重点事項	
	46	88.5%
	41	78.8%
	41	78.8%
	15	28.8%
	9	17.3%
	52	-

※市区町村のうち、共同提案は市区と町村それぞれに計上。

重点事項

重点番号	管理番号	提案区分	提案団体	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
7	174	B 地方に対する規制緩和	岐阜県(宮城県、福島県、茨城県、横浜市、川崎市、新潟市、大垣市、高山市、多治見市、美濃市、各務原市、飛騨市、海津市、岐南町、川辺町、京都市、大阪府、茨木市、香芝市、鳥取県、徳島県、愛媛県、宮崎県、宮崎市)	保育士の就業状況の届出の努力義務の業務化	次の場合において、保育士の就業状況等の届出を努力義務とすることを法制化する。 ・保育所等を離職した場合 ・保育士の業に従事なくなった場合 ・資格取得後、直ちに就業しない場合 ・本件による法改正時、現に業務に従事していない場合 ・既に届け出た事項に変更が生じた場合	離職時の情報の届出に努力義務をかけることについては、子ども・子育て会議において、「法令上必要となる措置や実務的な事務体制の整備可能性も動案しつつ必要な財源等の費用対効果も踏まえ、引き続きどのような対応が可能か検討すべきである」との提言(「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」)(令和元年12月10日子ども・子育て会議)を受けており、具体的にこのような場合に届出を求めるといふことを含め、必要な検討を進めてまいりたい。 【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
29	69	B 地方に対する規制緩和	八王子市(須賀川市、ひたちなか市、新座市、川崎市、上田市、佐久市、浜松市、豊橋市、春日井市、南知多町、京都市、城陽市、高松市、新居浜市、西条市、柳川市、熊本市)	オンライン資格確認システムを利用した国民健康保険の資格適正化及び事務改善	オンライン資格確認システムで一元管理した情報を利用し、保険者(区市町村)の被保険者資格情報を適正化する仕組みを構築する。一元管理した情報を利用し、二重加入の状態となっていない被保険者の情報を、資格エラー情報として保険者へ定期的に通知すること で、迅速で適正な資格管理を行うことが可能となる。さらに、オンライン資格確認システムによる、自動的な資格の切り替えを可能としたい。	医療機関等において療養の給付等を受けられる場合の被保険者資格の確認については、マイナンバーカード等によるオンライン資格確認を導入し、令和3年3月から本格運用を開始することとしている。 これに併せて、医療保険者向け中間サーバーに登録されている資格情報について、保険者間で資格が重複していないかを定期的にチェックし、通知を受けた保険者において資格重複状況一覧を出力することができる機能の実装を予定しており、これにより、各保険者において資格重複状況をより効率的かつ網羅的に把握し、資格管理をより適切に実施することが可能となる。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

重点番号	管理番号	提案区分	提案団体	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
15	113	B 地方に対する規制緩和	砥部町、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町 (留萌市、石巻市、つくば市、ひたちなか市、船橋市、神奈川県、横浜市、川崎市、福井市、上田市、佐久市、浜松市、三島市、名古屋市、小牧市、城陽市、うきは市、宮崎県、宮崎市)	国民健康保険における高額療養費申請手続きの簡素化に係る年齢制限の撤廃	国民健康保険における高額療養費申請手続きの簡素化に係る年齢制限の撤廃	<p>高額療養費の支給申請に当たっては、被保険者の実際の負担額の確認や、被保険者に対する過誤給付の防止等の観点から、原則として、支給申請書を添付書類と併せて保険者に提出することを求めている。</p> <p>国民健康保険に加入する70歳から74歳までの被保険者については、平成28年の分権提案により、後期高齢者医療保険と同様に高額療養費の対象者が高齢であるため、毎月自治体に来庁いただく負担や、69歳以下と異なり全てのレセプトを対象としているため、書類の提出が負担となりえることを鑑み、事務的な負担が過重とならぬよう、デメリットを示した上で市町村の判断により支給申請を初回申請のみで可能としたものである。</p> <p>70歳未満に対する、高額療養費の支給申請の簡素化については、以下の通りデメリットもあり、市町村の実務に与える影響を慎重に見ていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(保険料滞納者が少なくない市町村国保において、)滞納者との接触の機会が失われること ・レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費を支給してしまう可能性があること ・世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額療養費の過誤給付が発生すること ・高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することにより、レセプトの記載誤りを発見できないこともあるが、その機会を失うこと <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
30						